

## 福島県営農再開支援事業実施要領

### 第1 趣 旨

福島県営農再開支援事業の補助事業実施に当たって、福島県営農再開支援事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県営農再開支援事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）及び福島県営農再開支援事業事務取扱要領（以下「県事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 第2 事業の内容等

国実施要綱、県補助金交付要綱及び県事務取扱要領に定めるもののほか、次のとおりとする。

#### 1 営農再開に向けた作付実証（花きの作付実証）

国実施要綱別記4の5の規定に基づく、花きの作付実証にあっては、補助額の上限を100万円／箇所とする。

#### 2 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

国実施要綱別記5の5の規定に基づく、農地の管理費にあっては、作物ごとの面積当たり単価を次のとおりとする。

(1) 水稲 21千円／10a

(2) 小麦 27千円／10a

(3) 大豆 20千円／10a

(4) 飼料作物 30千円／10a

なお、前年度または当該年度に生産した飼料作物の運搬を外部委託する場合の管理費は29千円／10aとし、運搬に要する経費（外部委託により実際に委託先に支払った額または補助上限額（5千円／t）のうちいずれか少ない額）を上乗せした額とする。

(5) ホールクロップサイレージ用稻 7千円／10a

なお、前年度または当該年度に生産した飼料作物のホールクロップサイレージ用稻の運搬を外部委託する場合の管理費は6千円／10aとし、運搬に要する経費（外部委託により実際に委託先に支払った額または補助上限額（5千円／t）のうちいずれか少ない額）を上乗せした額とする。

(6) そば 11千円／10a

(7) 食用油用なたね 30千円／10a

(8) 牧草 8千円／10a

なお、前年度または当該年度に生産した運搬を外部委託する場合の管理費は7千円／10aとし、運搬に要する経費（外部委託により実際に委託先に支払った額または補助上限額（5千円／t）のうちいずれか少ない額）を上乗せした額とする。

(9) えごま 17千円／10a

(10) たまねぎ 28千円／10a

(11) かんしょ 21千円／10a

(12) ブロッコリー 72千円／10a

(13) ねぎ 45千円／10a

(14) キャベツ 23千円／10a

また、前年度に生産した飼料作物、ホールクロップサイレージ用稻及び牧草（以下

「飼料作物等」という。)を当該年度に運搬する場合の運搬に要する経費については、以下のア、イの全てを満たす場合に限り補助対象とする。

ア 前年度に生産され管理費補助の対象となった飼料作物等であって、当該年度に運搬したものであること。

イ 当該年度当初の福島県営農再開支援事業実施計画書に対象数量が明記されている場合であって、当該対象数量を上限とすること。

なお、上記(4)、(5)及び(8)に係る運搬に要する経費については、運搬委託開始から3年間に生産した飼料作物等の運搬に要する経費を助成対象とする。

### 3 放射性物質の交差汚染防止対策

国実施要綱別記6の1の(2)の取組にあっては、同2の(4)の規定に基づき、次のとおりとする。

#### (1) 補助対象経費

ア 平成22年産米及び大豆の収穫・乾燥調製の作業後初めて使用する米の粋すり機及び選別計量機並びに米又は大豆の大規模乾燥調製貯蔵施設等のとも洗い経費とする。なお、米又は大豆の大規模乾燥調製貯蔵施設等のとも洗いにおける対象機械等については、あらかじめ県の確認を受けるものとする。

イ とも洗いに用いた玄米又は大豆の処分経費（保管料、処分場所への運搬経費、処分料等）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ウ 国実施要綱別記6の1の(2)のうち農機具の分解清掃に係る経費については、平成25年1月15日以降、平成25年5月22日までに実施したものに限り対象とする。

#### (2) 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、とも洗い経費にあっては以下のとおりとする。

米：とも洗いに用いた玄米重量に10千円／玄米30kgを乗じた額

大豆：とも洗いに用いた大豆重量に6千円／大豆30kgを乗じた額

なお、とも洗いに用いる玄米及び大豆の重量は以下のとおりとする。

ア 米の粋すり機及び選別計量機、又は粋すり機のみをとも洗いする場合、1組又は1台当たりの玄米重量の上限を60kgとする。

イ 米の選別計量機のみをとも洗いする場合、農家1戸当たり玄米重量の上限を30kgとする。なお、農家1戸当たり4台以上の選別計量機をとも洗いする場合は別途指示する。

ウ 米又は大豆の大規模乾燥調製貯蔵施設等のとも洗いに用いる玄米又は大豆の重量等については、あらかじめ県の確認を受けるものとする。

### 4 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援

国実施要綱別記12の1の(1)の取組にあっては、同2の(2)の規定に基づく事業実施に係る提案書の提出と承認は、次のとおりとする。

(1) 福島県知事は、別に定める事業提案・公募要領により、事業の提案を一般公募により募集する。

(2) 福島県知事は、事業提案・公募要領に基づき審査委員会を開催し、予算の範囲内で事業の対象とする事業提案を承認する。

(3) 福島県知事は、承認した事業提案について予算の範囲内で、国実施要綱第6の

1 の(1)の手続きを行うよう事業実施主体へ通知する。

## 5 特認事業

### (1) 営農再開に向けた復興組合支援

復興組合及び農業者団体等が、営農再開に向けた下表に定める事業に取り組む際に必要となる経費を支援する。

#### ア 対象地域

国実施要綱別記1の2の(9)の対象地域

#### イ 採択要件

受益農家が3戸以上であること

#### ウ 事業実施主体

復興組合、農業者団体等

#### エ 補助対象経費

復興組合等が福島県営農再開支援事業のうち下表に定める事業を実施する際に必要となる経費（振込手数料、消耗品費、機器リース・レンタル代、光熱水料、通信運搬費（切手、電話代）、コピーライド、事務員の賃金、作業員の傷害保険料等）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

#### オ 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

対象事業
1 除染後農地等の保全管理
2 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援
3 水稲の作付再開支援
4 除染後農地の地力回復支援
5 特認事業のうち次に掲げるもの
(1)作付再開水田の漏水対策
(2)担い手への農地集積に向けた準備への支援

### (2) 稲作生産環境再生対策

#### ア 畦畔等の修復

新たに作付を再開する水田又は作付再開して間もない水田において、獣害等により損傷を受けた畦畔等の修復を支援する。

##### (ア) 対象地域

次のいずれかに該当する区域

a 24年産稻の作付制限区域

b 24年産稻の事前出荷制限区域のうち、市町村管理計画において作付けを自肅するほ場として位置付けられた水田

##### (イ) 採択要件

a 受益農家が3戸以上であること

b 事業期間は、作付けを再開する年度とする。ただし、既に作付再開しているほ場であっても有害鳥獣被害防止のため侵入防止柵等をほ場周辺に設置した水田にあっては、作付けを再開した年度から連続する3事業年度とする。

##### (ウ) 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

(イ) 補助対象経費

畦畔等の修復を行うのに要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費（資材購入費（土砂・畦波板等）、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運送費、雇用労賃、作業委託費、その他畦畔等の修復に要する経費）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(オ) 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、農業者等への助成額は、農業者等ごとに修復する畦畔等に付属する水田面積に 200 千円／10 a（水田面積が 10 a 未満の場合は 200 千円）を乗じた額の合計額と実際に要した経費（通常の畦畔管理に要する経費相当額 10 千円／10 a を除く）のいずれか低いものとする。

イ 作付再開水田の雑草等防除

水稻の作付けを再開した水田において、追加的に必要となった雑草や病害虫の防除等を支援する。

(ア) 対象地域

次のいずれかに該当する区域

a 24 年産稻の作付制限区域

b 24 年産稻の事前出荷制限区域のうち、市町村管理計画において作付けを自肅するは場として位置付けられた水田

(イ) 採択要件

a 受益農家が 3 戸以上であること

b 本事業の対象となる期間は、作付けを再開した年度から連続する 3 事業年度を限度とする。

(ウ) 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

(エ) 補助対象経費

作付けを再開した追加的に必要となった水田の雑草防除及び病害虫防除等に要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費（薬剤購入費、散布委託費、その他防除に要する経費）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(オ) 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ウ 放射性物質の交差汚染防止対策

放射性物質の交差汚染防止対策を各地域の実情に応じて効果的に行うため、訪問指導や現地確認等の結果、必要となった糲すり機、選別計量機のとも洗いによる交差汚染防止の取組を支援する。

(ア) 対象地域

県内全域（ただし、国実施要綱別記 6 の対象地域を除く）

(イ) 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

(ウ) 補助対象経費

a 22 年産米の収穫・乾燥調製の作業後初めて使用する糲すり機及び選別計量機のとも洗い経費とする。

- b とも洗いに用いた玄米処分経費（保管料、処分場所への運搬経費、処分料等）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- (イ) 補助率等
- 本事業の補助率は定額とする。
- ただし、とも洗い経費にあっては、とも洗いに用いた玄米重量に 10 千円／玄米 30kg を乗じた額を補助する。なお、とも洗いに用いる玄米重量は以下のとおりとする。
- a 粒すり機及び選別計量機、又は粒すり機のみをとも洗いする場合、1組又は1台当たりの玄米重量の上限を 60kg とする。
- b 選別計量機のみをとも洗いする場合、農家 1 戸当たり玄米重量の上限を 30kg とする。なお、農家 1 戸当たり 4 台以上の選別計量機をとも洗いする場合は別途指示する。

(3) 農業者の安全管理支援

避難指示区域等の農業者が安心して営農に取り組むことのできる環境を整えるため、放射線被ばく対策に関する講座の開催等を行うとともに、農作物・農地土壤等の調査分析を支援し、営農に係る不安の解消を図る。

ア 農業者を対象とした健康講座の開催

避難者及び帰還して営農を再開した農業者等を対象に、有識者による放射線の基礎知識や農作業における放射線被ばく対策に関する講座を開催する。

(ア) 対象地域

県全域

(イ) 事業実施主体

県

イ 放射線被ばく対策資料の作成・配付

営農を再開した地域や復興組合等を対象に放射線の基礎知識や放射線被ばく防止対策に関する資料を配布する。

(ア) 対象地域

県全域

(イ) 事業実施主体

県

ウ 農作物・農地土壤等の放射性物質に関する調査・分析等

放射線による健康不安解消に資する、農作物中の放射性物質濃度の調査、農地の空間放射線量及び放射性物質観測システム（KURAMA）などを活用した土壤中の放射性物質濃度の調査、実証ほの設置及び運営、研修会の開催の取組を支援する。ただし、農作物中の放射性物質濃度の調査については、販売先等への提示を目的とするもの及び米の全量全袋検査を行っている地域の米は対象外とする。また、実証ほの設置及び運営については、1 事業主体につき、合計で 10a 以内とする。

(ア) 対象地域

県全域

(イ) 採択要件

受益農家が 3 戸以上であること

(ウ) 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体

(イ) 補助対象経費

農作物・土壌等の放射性物質に関する調査・分析に直接かかる経費（旅費、消耗品費、燃料費、印刷費、役務費、調査・分析委託料、調査機器リース料）、実証ほの設置及び運営にかかる経費（消耗品費、調査・分析委託料）、研修会開催費用（講師旅費、講師謝礼、印刷費、役務費、会場使用料）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(オ) 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

(4) 作付再開水田の漏水対策

長期間にわたって水稻の作付けを休止した水田における作付再開を円滑に推進するため、水稻の作付けを再開する水田において通常の営農活動に追加して実施する漏水対策を支援する。

ア 対象地域

次のいずれかに該当する区域

24年産稻の作付制限区域

24年産稻の事前出荷制限区域のうち、市町村管理計画において作付けを自粛するほ場として位置付けられた水田

イ 採択要件

(ア) 受益農家が3戸以上であること

(イ) 当該事業実施の前年度に水稻の作付けを再開した水田、又は当該年度に新たに水稻の作付けを再開する水田であり、過去に福島県営農再開支援事業により漏水対策を目的とした作業を行ったことがない水田であること

(ウ) 漏水対策を目的とし、かつ原則として当該年度の4月20日までに実施される作業であること

(エ) 作業委託によって実施される作業であり、かつ通常営農に追加して行われた作業であることが栽培管理日誌等によって確認できること

ウ 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等

エ 補助対象経費

次の(ア)、(イ)に要した経費として事業実施主体が農業者等へ助成する経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

ただし、代かきや漏水対策資材の散布等に係る作業委託費は、市町村農業委員会が定める農作業労働賃金標準額等を基に適正に算定するものとする。

なお、当該事業実施の前年度に作付再開したほ場にあっては、(イ)のみを対象とする。

(ア) 代かき作業（作業委託費）

(イ) 漏水対策資材の施用（資材購入費及び散布等の作業委託費）

オ 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、農業者等への助成単価の上限を35千円／10aとし、助成額は、取組を実施した水田の面積に助成単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額の

いずれか低い方とする。

(5) 「たらのめ」生産再開支援

避難地域等において管理を再開した「たらのき」園地において通常営農に追加して行う病害虫防除及び防除をしても病害虫の被害が著しく「たらのめ」の生産再開が困難な場合における「たらのき」の改植を支援する。

ア 対象地域

国実施要綱第3の1に規定する避難区域等

イ 採択要件

(ア) 受益農家が3戸以上であること

(イ) 「たらのき」の改植に取り組む場合の条件

　a 本事業の実施の有無にかかわらず、原発事故後から改植実施年の前年までに病害虫防除を実施していること。ただし、避難指示により病害虫防除が行えなかつた合理的な理由がある場合は、この限りではない。

　b 追加的防除を実施したにもかかわらず、「たらのめ」の生産再開が困難と認められることを専門家が確認していること

　c 追加的防除を実施することによっても生産再開することは困難と専門家が判断した場合は、追加的防除は行わず改植を行うものとする。

ウ 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、農業者が組織する団体等

エ 補助対象経費

農薬費、種苗費、作業委託及び取組に直接要する機械・機材のレンタル料、機械オペレーター料、作業労賃、機械燃料、廃根廃棄処理費、その他必要な資材の購入及び請負に必要な経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものみとする。

なお、作業労賃については、事業実施市町村の農業委員会が定めた標準作業料金に基づき算定するものとする。

オ 補助率等

本事業の補助率は、「たらのき」園地における追加的に行う病害虫防除については定額（補助単価の上限は、199千円／10a）とする。

また、「たらのき」の改植については1／2以内とする。

(6) 作付再開に伴う水稻苗の供給支援

対象地域において、地域内にある水田に移植する苗の育苗を他市町村で行う場合、生産した苗の対象地域内への輸送に必要な掛り増し経費を支援する。

ア 対象地域

米に係る全量生産出荷管理の対象区域、または全量生産出荷管理が解除されて間もない区域

イ 採択要件

(ア) 受益農家が3戸以上であること

(イ) 事業対象となる苗は、事業実施時に米に係る全量生産出荷管理の対象である区域、または全量生産出荷管理が解除された年度から3事業年度以内である区域に移植するための苗とする。

ただし、市町村が水稻育苗施設を整備する計画がある場合に限り、全量生産出荷管理が解除された年度から3事業年度以降であっても当該施設が整備されるまでの間、区域に移植するための苗は補助対象とする。

ウ 事業実施主体

- 市町村、農業協同組合等
- エ 補助対象経費  
事業対象となる苗の育苗作業の一部または全部を他市町村で行う際の苗の輸送に必要な費用とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- オ 補助率等  
本事業の補助率は定額とする。
- (7) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策  
避難指示解除区域等で生産された飼料の広域的な需要先とのマッチング及び生産された飼料の流通体制の確立、供給される飼料の信頼性確保に向けた飼料分析等を支援する。
- ア 対象地域  
避難指示解除区域等
- イ 採択要件  
(ア) 受益農家が3戸以上であること  
(イ) 避難指示解除区域等において生産された飼料（管理耕作を含む。）の5割以上を避難指示解除区域以外又は市町村区域以外の畜産農家へ供給すること  
(ウ) 飼料を生産する組織と利用する畜産農家の間で、飼料作物生産・利用供給協定の締結が見込まれること
- ヴ 事業実施主体  
農業協同組合、農業者団体等
- エ 補助対象経費  
(ア) 飼料作物の広域流通のための体制整備費  
生産組織と供給先の畜産農家とのマッチング活動、飼料生産体制・飼料供給先の飼料管理及び畜産物の調査分析、研修会への参加、検討会の開催等に要する経費（旅費、消耗品、燃料費、役務費（郵便料）、使用料及び賃借料、備品費）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。  
(イ) 供給飼料分析等経費  
飼料作物の分析にかかる経費（検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費）、分析費及び分析委託費）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- オ 補助率等  
本事業の補助率は定額とする。
- (8) 除染後牧草の品質・生産性回復対策  
原発事故後に除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した牧草地を対象として、土壤分析結果に基づく苦土石灰等の施用を支援する。
- ア 対象地域  
除染及び国実施要綱第4の2の(1)の取組を実施した地域
- イ 採択要件  
(ア) 除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した永年生牧草地であること  
(イ) 受益農家が3戸以上であること  
(ウ) 本取組は、必ず土壤分析を行い必要な施用量を算定した上で取り組むこととし、施用量の上限は200kg／10aとする。

- (イ) 土壤分析は、除染方法や除染年度、肥培管理の状況等を考慮の上、代表的なほ場を選定し、1農家当たり1点以上実施する。  
また、土壤の採取は、ほ場の地形や傾斜を考慮して、1ほ場当たり5ヵ所以上から採取し混合するなど偏りがないようを行う。  
なお、土壤分析は、国実施要綱第4の2の(2)による実施を可能とする。
- ウ 事業実施主体  
市町村、農業協同組合、農業者団体等
- エ 補助対象経費  
牧草地土壤の改善に必要な苦土石灰等の石灰資材の購入経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- オ 補助率  
本事業の補助率は定額とする。
- (9) 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施体制整備支援  
イノシシ等の有害鳥獣の広域的な生息状況等の調査及び生育環境管理対策や侵入防止柵の設置、捕獲による総合的な対策を講じる体制整備を支援する。
- ア 対象地域  
平成25年2月26日における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域のうち、次の(ア)及び(イ)を除く地域とする。ただし、事業実施主体が事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域とする。
- (ア) 環境省が所管する「旧警戒区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業地域」
- (イ) 国実施要綱第4の1の(2)の取組又は鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して本事業と同様の対策を実施している地域
- イ 事業実施主体  
県
- (10) 集落等単位で農地を作付管理する地域への支援
- ア 集落ぐるみの営農体制構築支援  
地縁的なまとまりのある区域（以下「集落等」という。）において、農地の利用や農道・用排水路等の共同施設の維持・管理、農地の作付管理等のために、集落等の農業者が共同で取り組む組織計画づくり（以下「農地等利用計画」という。）等に向けた座談会の開催、市町村や専門家等の指導のもと新たに導入する品目等の実践モデルほ場の設置や検討会等に必要な経費について支援する。
- (ア) 対象地域  
帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域の指定を受けたことがある地域（以下「避難指示区域等」という。）
- (イ) 採択要件
- a 受益農家が3戸以上であること
- b 事業実施主体は次の(a)から(c)のすべてを満たす組織であること
- (a) 定款又は規約を定めること
- (b) 農地等利用計画を策定すること
- (c) 農地等利用計画に基づく共同活動を行うこと
- (ウ) 事業実施主体

農業者等の組織する団体、公社等

(イ) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、次の a、b の経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

a 集落等単位で事業実施主体が自ら策定する農地等利用計画づくり、新たな営農組織の設立、地権者の合意形成等に要する経費（事務及び補助員に対する賃金等、会議費、事務用品費、書類等の印刷費及び製本費、郵便料、電信電話料及び運搬費、研修費）

b 事業実施主体が集落等単位における導入品目の選定等に必要な初度的な経費（新たな品目や安定生産・省力化技術の導入等の実践モデルほ場の設置に係る掛かり増し経費として、種苗代、肥料代等の生産資材費、栽培管理費、土壤・品質等の分析費、調査・指導費、生産物の廃棄費用、検討会・研修会に要する経費）

(オ) 補助率等

本事業の補助率は定額とする。ただし、上記(イ)のbの実践モデルほ場の設置にあっては、補助額の上限を100万円／箇所とする。

なお、補助対象事業費のうち種苗代、肥料代等の資材費、栽培管理費については、生産コストと収穫した農作物の販売収入等の差額などを勘案し、地域の実情に応じた面積あたりの適正な単価を設定して支払うことも可能とする。

イ 集落ぐるみの営農実践支援

集落等単位で地域の合意のもと策定した農地等利用計画に基づき、農地の作付管理に直接要する農業用機械のリース経費（レンタルや他の農業者等からの貸借により農業機械を利用する場合の費用を含む。）及び農地の作付管理に必要な経費について支援する。

(ア) 対象地域

避難指示区域等

(イ) 採択要件

a 受益農家が3戸以上であること

b 次の(a)から(e)の全てを満たすこと

(a) 避難指示区域等において、避難指示等の解除以降、販売を目的に農作物の作付が行われていない農地における取組であること

(b) 田及び普通畠（飼料畠を含む。）、樹園地における取組であること

(c) 集落等において、当該事業の対象となる農地の権原を有する者の合意のもと農地等利用計画が策定されていること

(d) 農地等利用計画に基づき共同活動を行うこと

(e) 本事業の対象となる農地は、国実施要綱別記5の「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」と重複しないこと

c 事業実施主体は次の(a)から(c)のすべてを満たす組織であること

(a) 定款又は規約を定めること

(b) 農地等利用計画を策定すること

(c) 農地等利用計画に基づく共同活動を行うこと

(ウ) 事業実施主体

農業者等の組織する団体、公社等

(イ) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、次の a、b の経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

- a 農地の作付管理に直接要する農業機械のリース経費（レンタルや他の農業者等からの貸借により農業機械を利用する場合の費用を含む。）
- b もっぱら販売を目的に農作物を作付けする農地（家畜に給与することを目的に飼料作物を作付けする農地を含み、エネルギー作物を作付けする農地は含まない。）の作付管理費

(オ) 補助率等

本事業の補助率は定額とする。ただし、上記 (イ) の b の農地の作付管理費の補助単価は単年度当たり 18 千円／10a とし、補助額は作付管理を行う当該農地の面積に補助単価を乗じた額とする。

(カ) 留意事項

リース・レンタルにより導入する農業機械（以下「導入農業機械」という。）が過剰投資とならないよう、導入農業機械の利用面積が福島県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画に利用規模の下限面積等を定めている場合にあっては、当該面積を概ね満たすものとする。ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合には、この限りではない。

なお、リースに要する経費に対する助成金額は、国実施要綱別記 5 の「避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援」に準ずる。

(11) 避難区域等における農業者等の確保支援

避難区域等で活用可能な支援策・優遇措置の調査、避難区域等の地域特性を活かした就農・参入モデルの策定、就農・参入希望者の就農・参入上の課題・要望調査、地域の受入体制の調査、各種調査結果や情報等のプラットフォーム（土台）の構築に要する経費を支援する。

ア 対象地域

平成 25 年 2 月 26 日における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を有する市町村

イ 事業実施主体

県、市町村、農業協同組合、公社、農業会議、農業者の組織する団体等又は協議会（市町村及び農業協同組合、復興組合、集落営農組織、農業法人、農業者等の必要な者で構成される組織）等

ウ 補助対象経費

旅費、事務及び補助員に対する賃金、事務用品費、書類等の印刷費及び製本費、会場借料・会議用機器用具の借料、郵便料、電信電話料及び運搬費、調査等の委託費、優良事例視察調査等の経費、農業者等の確保に向けたプラットフォームの構築に要する経費、その他農業者等の確保対策に要する経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

エ 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

(12) 担い手への農地集積に向けた準備への支援

ア 事業の内容

- (ア) 農地の除草等
  - (イ) 地力増進作物の作付けや肥料・土壤改良資材の施用等の土づくり
  - (ウ) 営農再開に必要不可欠な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修
- なお、(ア)及び(ウ)の除草及び清掃に取り組む場合は、過剰な作業の実施を防止する観点から、本事業の補助対象となる作業回数は当該地域で慣行的に行われる回数を目安とする。

また、(イ)に取り組む場合は、地力増進作物の作付けは、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壤に還元することとし、肥料の施用に取り組む場合の肥料の種類は、堆肥や緩効性肥料を優先的に選択するものとする。

#### イ 対象地域

国実施要綱第3の1に規定する避難区域等のうち、平成27年度以降に避難指示が解除された地域。ただし、実施要綱第4の1の(1)の対象となる農地を除く。

#### ウ 採択性要件

- (ア) 担い手への集積が見込まれる農地

大熊町、双葉町及び福島復興特別措置法第17条の2に基づき特定復興再生拠点区域として避難指示が解除された区域（以下「拠点等」という。）において、以下のa及びbの両方を満たす農地。

a 地域計画や実施要綱第4の1の(11)の事業により策定された地域営農再開ビジョン等において、特定農作業受委託契約の締結、利用権の設定等による担い手への農地集積を通じた営農再開に係る具体的な計画（以下「集積計画」という。）が位置付けられた農地とする。

b 同一の地域内において、同一の担い手へ集積することが見込まれる農地又は、1ha以上の農地若しくは連坦化した団地であること。ただし、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する地域にあっては、同一の地域内において、同一の担い手へ集積することが見込まれる農地又は、0.5ha以上の農地若しくは連坦化した団地であること。

(a) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

(b) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(c) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

(d) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

- (イ) 令和8年度に担い手へ集積する農地

拠点等を除く平成27年度以降に避難指示が解除された地域において、以下のa及びbの両方を満たす農地。

a 令和6年度に本事業の支援を受けた農地のうち、集積計画により令和8年度に再開する農地。

b 同一の地域内において、同一の担い手へ集積することが見込まれる農地又は、1ha以上の農地若しくは連坦化した団地であること。ただし、(ア)のbの

(a) から (d) までのいずれかに該当する地域にあっては、同一の地域内において、同一の担い手へ集積することが見込まれる農地又は、0.5ha以上の農地若しくは連坦化した団地であること。

エ 事業実施主体

市町村、農業協同組合、公社、農地所有適格法人、農業者の組織する団体

オ 補助対象経費

取組に直接要する種苗代、肥料代等の資材費、作業用具代、農業機械等のリース・レンタル費用、雇用労賃、作業委託費等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものみとする。

なお、農業機械の利用条件及びリース料助成金の額については、国実施要綱第4の1の(1)の事業に準じるものとする。

カ 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、補助単価の上限をウの(ア)の農地は35千円/10a、ウの(イ)の農地は12千円/10aとする。

なお、補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする。

(13) 作付再開水田の均平化支援

新たに水稻等の作付を再開する農地又は再開して間もない農地において、大型機械による乾土均平の取組を支援する。

ア 対象地域

国実施要綱第3の1に規定する避難区域等

イ 採択要件

(ア) 受益農家が3戸以上であること。ただし、福島県知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(イ) 事業の実施期間は、水稻の作付を再開する前々年度から翌々年度までの5年間のうち、連続する2事業年度とする。

ただし、直播栽培等の高い均平精度を必要とする栽培方法により作付けする場合は、水稻の作付を再開する前々年度から翌々年度まで5年間のうち、連続する3事業年度とする。

なお、不陸の発生が確認されるなど、福島県知事が特に必要と認める場合は、上記によらず事業を実施できるものとする。

ウ 事業実施主体

市町村、農業協同組合、農地所有適格法人、農業者の組織する団体等

エ 補助対象経費

機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費、その他不陸の解消に必要な費用。

オ 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、補助単価の上限は50,000円/10aとし、補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする。

なお、地域条件等やむを得ない事由により、上記の補助単価の上限を超えて助成する必要がある場合にあっては、次に掲げる手続きによって、内容に応じた必

要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。

(ア) 事業実施主体は、実施要綱第6の1(1)の承認に併せて福島県知事の承認を受けることとする。福島県知事は、内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

#### 附 則

本要領は、平成25年7月3日より施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成25年10月17日より施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成26年2月5日より施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成26年7月2日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成26年11月4日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成27年10月2日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成28年2月5日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成28年5月6日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成28年10月5日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

本要領は、平成 29 年 4 月 19 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、平成 30 年 6 月 4 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

本事業は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、令和 2 年 1 月 21 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、令和 3 年 4 月 14 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。